

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに
関すること」のうち、住民部会の所管する
事務事業について

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関する事

平成 1 5 年 8 月 2 7 日提出

前橋広域市町村合併協議会
会長 萩原 弥惣治

国民健康保険税の取扱い

国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市町村の例により、平成 1 7 年度から 3 年度に限り不均一課税とし、平成 2 0 年度に統一するものとする。

1 税率等			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
国保税率（平成15年度） 医療費分 介護納付分 所得割 7.9/100 1.4/100 資産割 9.0/100 - 均等割 25,200円 8,160円 平等割 20,400円 2,400円 課税限度額 53万円 8万円	国保税率（平成15年度） 医療費分 介護納付分 所得割 5.6/100 0.56/100 資産割 56.0/100 3.8 /100 均等割 16,800円 6,000円 平等割 24,000円 4,080円 課税限度額 53万円 8万円	国保税率（平成15年度） 医療費分 介護納付分 所得割 4.9/100 0.46/100 資産割 52.0/100 2.75/100 均等割 14,160円 5,400円 平等割 20,400円 3,600円 課税限度額 53万円 8万円	国保税率（平成15年度） 医療費分 介護納付分 所得割 5.7/100 0.6/100 資産割 61.0/100 4.4/100 均等割 17,000円 5,600円 平等割 23,000円 3,500円 課税限度額 53万円 8万円
賦課割合（平成15年度当初賦課時） 医療費分 介護納付分 所得割 51.7 % 52.1 % 資産割 5.4 - 応能割 57.1 52.1 均等割 30.4 39.3 平等割 12.5 8.6 応益割 42.9 47.9	賦課割合（平成15年度当初賦課時） 医療費分 介護納付分 所得割 45.6 % 37.9 % 資産割 23.0 10.1 応能割 68.6 48.0 均等割 19.5 35.3 平等割 11.9 16.7 応益割 31.4 52.0	賦課割合（平成15年度当初賦課時） 医療費分 介護納付分 所得割 46.9 % 42.0 % 資産割 25.3 10.1 応能割 72.2 52.1 均等割 18.1 33.3 平等割 9.7 14.6 応益割 27.8 47.9	賦課割合（平成15年度当初賦課時） 医療費分 介護納付分 所得割 39.3 % 35.4 % 資産割 23.6 10.8 応能割 62.9 46.2 均等割 23.5 37.5 平等割 13.6 16.3 応益割 37.1 53.8
収納率（14年度現年・一般分） 86.0%（13年度 86.6%）	収納率（14年度現年・一般分） 90.9%（13年度 94.5%）	収納率（14年度現年・一般分） 93.2%（13年度 94.8%）	収納率（14年度現年・一般分） 93.9%（13年度 92.3%）
課税所得（14年度一般・医療分） 1世帯当たり 1,409千円 1人当たり 731千円 医療費（14年度一般分） 1人当たり 158,500円	課税所得（14年度一般・医療分） 1世帯当たり 1,545千円 1人当たり 680千円 医療費（14年度一般分） 1人当たり 147,132円	課税所得（14年度一般・医療分） 1世帯当たり 2,013千円 1人当たり 749千円 医療費（14年度一般分） 1人当たり 135,217円	課税所得（14年度一般・医療分） 1世帯当たり 1,466千円 1人当たり 635千円 医療費（14年度一般分） 1人当たり 156,924円
基金の保有状況等（14年度末） 541,687千円 （1人当たり額 5,189円）	基金の保有状況等（14年度末） 102,508千円 （1人当たり額 16,222円）	基金の保有状況等（14年度末） 82,587千円 （1人当たり額 21,396円）	基金の保有状況等（14年度末） 91,412千円 （1人当たり額 20,237円）
（14年度年間平均） 被保険者数 104,399人 年度末被保険者加入率 36.9% 加入世帯数 53,078世帯	（14年度年間平均） 被保険者数 6,319人 年度末被保険者加入率 37.5% 加入世帯数 2,785世帯	（14年度年間平均） 被保険者数 3,860人 年度末被保険者加入率 44.4% 加入世帯数 1,441世帯	（14年度年間平均） 被保険者数 4,517人 年度末被保険者加入率 39.2% 加入世帯数 1,929世帯

2 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	大船渡市
<p>国民健康保険税の税率については、合併特例法第 10 条の規定により、合併年度は不均一課税とし、検討の上、翌年度統一するものとする。</p>	<p>福山市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。 保険給付のうち、葬祭費については、当分の間現行のとおりとする。</p>	<p>原則として呉市の制度に統一するものとする。</p>	<p>合併当該年度は、両市町の現行どおりの税率とし、翌年度から新市において税率を設定する。</p>

国民健康保険法 昭和 33 年法律 192 号

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(国民健康保険)

第 2 条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

(保険者)

第 3 条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

(被保険者)

第 5 条 市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

地方税法 昭和 25 年法律 226 号

(国民健康保険税)

第 703 条の 4 国民健康保険を行う市町村(一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村)は、国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用(老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。)の分賦金とする。次項において同じ。)に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。